明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

52	108	76	93	
53	113	77	93	
54	118	78	93	
55	123	79	93	
56	128	80	93	
57	131	83	93	
58	134	86	93	
59	144	89	93	
60	153	92	93	
61	153	94	93	
62	153	96	93	
63	153	98	93	
64	153	100	93	
65	153	101	93	
66	153	102	93	
67	153	103	93	
備考　（略）	（略）	（略）	（略）	

52	100	76	93	
53	104	77	93	
54	108	78	93	
55	112	79	93	
56	116	80	93	
57	120	82	93	
58	124	84	93	
59	128	86	93	
60	132	88	93	
61	139	90	93	
62	146	92	93	
63	153	94	93	
64	153	96	93	
65	153	98	93	
66	153	100	93	
67	153	102	93	
備考　（略）	（略）	（略）	（略）	

附　則

（施行期日等）

第一条　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―八（次条において「改正後の規則九―八」という。）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

（経過措置）

第二条　令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則九―八の規定による号俸がこの規則による改正前の規則九―八の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則九―八の規定にかかわらず、この規則による改正前の規則九―八の規定による号俸とするものとする。

第三条　この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事院の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前条の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和五年十一月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―三四―三二

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。